

2026年4月1日から

自転車の交通違反に 「青切符」が導入されます 交通反則通告制度

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」制度）は、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法ですが、自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るため、2026年4月1日から、自転車の一定の交通違反に「青切符」制度が導入されることとなりました。

対象は
16歳以上

対象となる違反は
110種類以上

こんな違反は反則金の対象となります！

ながらスマホ



反則金12,000円

遮断踏切立入り



反則金7,000円

信号無視(赤色)



反則金 6,000円

通行区分違反

(車道の右側通行・歩道通行等)



一時不停止



無灯火



反則金 5,000円

イヤホンの使用

(必要な音が聞こえないなどの場合)



並進・二人乗り



反則金3,000円

免許はなくてもドライバー
交通ルールを守りましょう！



三重県警察

(問い合わせ先)

内容について：松阪警察署

Tel:0598-53-0110 (代表)

回覧について：松阪市地域安全対策課

Tel:0598-53-4061